

官報

号外 平成五年四月二日

○第百二十六回 衆議院會議録 第十五号

平成五年四月二日(金曜日)

議事日程 第十号

平成五年四月二日

午後一時開議

第一 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時二分開議

○議長(櫻内義雄君) これより会議を開きます。

日程第一 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第一、道路交通法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。交通安全対策特別委員長春田重昭君。

道路交通法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔春田重昭君登壇〕

○春田重昭君 たいだいま議題となりました道路交通法の一部を改正する法律案につきまして、交通安全対策特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、運転免許行政の実情並びに最近における交通事故及び交通渋滞の実情等道路交通をめぐむる情勢にかんがみ、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。まず第一に、運転免許に関する規定の整備であります。

優良運転者の免許証の有効期間を、一定の高齢者に係るものを除き、現行の三年から五年に延長するとともに、普通免許等を受けようとする者に

対して応急救護処置等の講習の受講を義務づけるほか、外国免許の取り扱いの改善、指定自動車教習所の制度の整備、免許関係事務の委託、臨時適性検査の実施等について定めるものであります。第二に、交通事故の防止等に関する規定の整備であります。

警察署長は、公安委員会が指定した車輪止め装置取り付け区間における違法駐車車両に対して車輪止め装置を取りつけることができることとするものであります。

次に、警察官は、過積載車両に係る積載物の重量を測定することができることとし、当該過積載車両の運転者に対し、過積載状態を解消するための必要な措置を命ずることができることとする。また、過積載車両の運転の要求等の行為をしてはならないこととするほか、過積載車両の運転に係る刑の引き上げ等を行うものであります。

そのほか、速度超過に係る反則金の限度額を引き上げるとともに、高速自動車国道等における速度超過四十キロメートル毎時までの違反行為を反則行為とする等所要の改正を行うものであります。

本案は、去る三月十五日に提出され、同月十七日本委員会に付託され、同月二十四日村田國務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、昨日質疑を終了いたしましたところ、日本共産党より修正案が提出され、その趣旨説明を聴取した後、採決の結果、修正案は否決され、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第でございます。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(櫻内義雄君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時六分散会

出席國務大臣

國務大臣 村田敬次郎君

○朗読を省略した議長の報告

(西院協議会請求)

一、去る三月三十一日、本院は、次の内閣提出案につき参議院が否決したので参議院に対して西院協議会を開くことを請求した。

平成五年年度一般会計予算

平成五年年度特別会計予算

平成五年年度政府関係機関予算

(西院協議会協議委員議長副議長互選)

一、去る三月三十一日、協議委員議長副議長互選の結果、次のとおり当選した。

議長 佐藤 信二君
副議長 石川 要三君

(西院協議会協議委員選挙通知)

一、去る三月三十一日、緒方事務総長から戸張参議院事務総長あて、本院は平成五年年度一般会計予算外二件西院協議会の協議委員に次の者を選挙した旨通知した。

佐藤 信二君 石川 要三君
粕谷 茂君 小杉 隆君
中川 昭一君 鴻池 祥肇君

平成五年四月二日 衆議院會議録第十五号 朗読を省略した議長の報告 道路交通法の一部を改正する法律案及び同報告書

野呂田芳成君 亀井 静香君
海藤征士郎君 谷垣 禎一君

(通知書受領)

一、去る三月三十一日、戸張参議院事務局長から
精方事務局長あて、参議院は平成五年度一般会
計予算外二件両院協議会の協議委員に次の者を
選挙した旨の通知書を受領した。

小川 仁二君 菅野 久光君
角田 義一君 村沢 牧君
山本 正和君 荒木 清寛君
白浜 一良君 寺崎 昭久君
吉岡 吉典君 磯村 修君

(予算送付及び通知)

一、去る三月三十一日、憲法第六十条第二項の規
定により本院の議決が国会の議決となった次の
予算を内閣に送付し、その旨参議院に通知し
た。

平成五年度一般会計予算
平成五年度特別会計予算
平成五年度政府関係機関予算

(報告書受領)

一、去る三月三十一日、平成五年度一般会計予算
外二件両院協議会衆議院協議委員議長佐藤信二
君から櫻内議長あて、両院協議会の成案を得な
かった旨次の報告書を受領した。

平成五年度一般会計予算両院協議会報告書
平成五年度特別会計予算両院協議会報告書
平成五年度政府関係機関予算両院協議会報告書
(政府委員承認)

一、去る三月三十一日、櫻内議長は、宮澤内閣総
理大臣申し出の次の者を、第百二十六回国会政
府委員に任命することを承認した。

警察庁長官官房総務審議官 田中 節夫
一、昨日、櫻内議長は、宮澤内閣総理大臣申し
出の次の者を、第百二十六回国会政府委員に任
命することを承認した。

高等海難審判庁長官 山内 辰彦
気象庁長官 二宮 汎三

自治大臣官房会計課長 斉藤 恒孝
消防庁次長 吉原 孝司

(政府委員任命)

一、去る三月三十一日、宮澤内閣総理大臣から櫻
内議長あて、三十一日議長において承認した田
中節夫を、同日第百二十六回国会政府委員に任
命した旨の通知を受領した。

一、昨日、宮澤内閣総理大臣から櫻内議長あ
て、一日議長において承認した山内辰彦外三名
を、同日第百二十六回国会政府委員に任命した
旨の通知を受領した。

(政府委員退任)

一、去る三月三十一日、宮澤内閣総理大臣から櫻
内議長あて、第百二十六回国会政府委員中左記
のとおり異動があり、政府委員としての資格を
失った旨の通知を受領した。

異動前の氏名 異動後の氏名 異動年月日
官職名 官職名
警察庁長官官房総務審議官 杉田 和博 警察本部 平五・三・三
警察庁長官官房総務審議官 長

一、昨日、宮澤内閣総理大臣から櫻内議長あ
て、第百二十六回国会政府委員中左記のとおり
異動があり、政府委員としての資格を失った旨
の通知を受領した。

異動前の氏名 異動後の氏名 異動年月日
官職名 官職名
高等海難審判庁長官 杉山 陽一 (退職) 平五・三・三
官職名 新田 尚 (退職) 平五・三・三
気象庁長官 官職名

自治大臣官房会計課長 警城 博司 消防大学 平五・四・一
消防庁次長 松本 和雄 (退職) 平五・三・三
(理事補欠退任)

一、昨日、交通安全対策特別委員会において、

次のとおり理事を補欠退任した。
理事 伏屋 修治君(理事伏屋修治君昨日
委員辞任につきその補欠)

(特別委員辞任及び補欠退任)

一、昨日、議長において、次のとおり特別委員
の辞任を許可し、その補欠を指名した。
交通安全対策特別委員

井上 一成君 吉岡 賢治君
遠藤 登君 小林 守君
伏屋 修治君 山口那津男君
和田 一仁君 柳田 稔君
山口那津男君 伏屋 修治君
小林 守君 遠藤 登君
吉岡 賢治君 井上 一成君
柳田 稔君 和田 一仁君

(議案通知)

一、去る三月三十一日、次の内閣提出案は憲法第
六十条第二項の規定により本院の議決が国会の
議決となった旨参議院に通知した。

平成五年度一般会計予算
平成五年度特別会計予算
平成五年度政府関係機関予算

一、去る三月三十一日、参議院から、本院の送付
した次の内閣提出案を否決した旨の通知書を受
領した。

平成五年度一般会計予算
平成五年度特別会計予算
平成五年度政府関係機関予算

(返付議案受領)
一、去る三月三十一日、参議院から返付された次
の内閣提出案を受領した。

平成五年度一般会計予算
平成五年度特別会計予算
平成五年度政府関係機関予算

道路交通法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
平成五年三月十五日
内閣総理大臣 宮澤 喜一

道路交通法の一部を改正する法律
道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)の一部
を次のように改正する。
目次中「第五十一条の三」を「第五十一条の四」
に、「第七節 国際運転免許証及び国外運転免許
証(第百七条の二、第百七条の十)」を「第七節 国
際運転免許証及び外国運転免許証並びに国外運転
許関係事務の委託(第百七条の十一)」に改める。
免許証(第百七条の二、第百七条の十)に改める。

第五十条の二中「この条、次条及び第五十一
条の三」を「第五十一条の二まで及び第五十一
条の四」に改める。
第五十一条第一項中、「又は車両が」を「又は」
に、「揭示されていないとき(第四十九条の二第四項の
規定に違反している」と認められる場合に限る。」「
を「揭示されておらず、かつ、第四十九条の二第
四項の規定に違反している」と認められるとき(次
条第一項において「違法駐車と認められる場合」と
いう。))、「次条」を「第五十一条の三」に改め、
同条第三項中「この条及び次条」を「第五十一条
の三まで」に改める。

第五十一条の三中「この条」を「この条」に、「又
は第八項」を「若しくは第八項又は第五十一条の二
第二項」に改め、第三章第九節中同条を第五十一
条の四とする。

第五十一条の二第一項中、「前条第八項」を「第
五十一条第八項」に、「前条第八項」を「同条第八
項」に改め、同条第十項中「前条第十項」を「第五
十一条第十項」に、「次条第八項」を「第五十一条の三
第八項」に改め、同条第十一項中「前条第十一項」

を「第五十一条第十一項」に改め、同条を第五十一条の三とする。

第五十一条の次に次の一条を加える。

第五十一条の二 公安委員会は、違法駐車と認められる場合に係る車両の運転者の行為(以下この条において「違法駐車行為」という。)が常態として行われている道路の区間であつて、次項の規定による車輪止め装置の取付けの措置によつて違法駐車行為の防止を図ることが適当なものを、車輪止め装置取付け区間として指定することができる。この場合において、公安委員会は、総理府令で定めるところにより、当該指定に係る道路の区間に、当該区間が車輪止め装置取付け区間である旨の表示をしなければならぬ。

- 2 警察署長は、道路又は交通の状況から判断して車輪止め装置取付け区間における違法駐車行為を防止するためやむを得ないと認めるときは、当該区間における違法駐車行為に係る車両に車輪止め装置を取り付けることができる。
- 3 次に掲げる車両には、前項の規定にかかわらず、車輪止め装置を取り付けてはならない。
 - 一 前条第一項の規定による命令をすることができない場合における当該命令に係る車両
 - 二 第七項の規定により警察署長が車輪止め装置を取り除いた車両であつて、取り除いた時から四時間を経過していないもの(当該取り除いた時から当該車両について同一の違法駐車行為が継続しているものに限る。)
- 4 警察署長は、第二項の規定により車両に車輪止め装置を取り付けるときは、総理府令で定めるところにより、あらかじめ、車両に車輪止め装置を取り付ける旨の広報をするように努めるものとする。
- 5 警察署長は、第二項の規定により車両に車輪止め装置を取り付けたときは、当該車両の見やすい箇所に、当該車両を移動しようとする者は、その旨を当該警察署長に申告して当該車両に取

り付けた車輪止め装置を取り除く措置を受けることができることその他の総理府令で定める事項を記載した標章を取り付けなければならない。

警察署長は、第二項の規定により車輪止め装置を取り付けた車両の所有者等その他の関係者であつて当該車両を移動しようとするものからその旨の申告を受けたときは、当該車両に取り付けた車輪止め装置を取り除かなければならぬ。

- 7 前項に定めるもののほか、警察署長は、第二項の規定による車両への車輪止め装置の取付けを開始した時から二十四時間を経過するまでに、当該車両に取り付けた車輪止め装置を取り除かなければならない。
- 8 第六項に定めるもののほか、警察署長は、第二項のやむを得ないと認める事情をなくつたと認めるとき又は道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要が生じたときは、同項の規定により車両に取り付けた車輪止め装置を取り除くものとする。
- 9 警察署長は、第二項の規定により取り付けた車輪止め装置を取り除くときは、第五項の規定により当該車両に取り付けた標章を取り除かなければならない。
- 10 何人も、第二項の規定により車両に取り付けられた車輪止め装置を破損し、第五項の規定により車両に取り付けられた標章を破損し、若しくは汚損し、又は警察署長が取り除く場合を除き、これらを取り除いてはならない。
- 11 第五項の標章の様式その他同項の標章に関し必要な事項は、総理府令で定める。

(罰則) 第十項については第百七十七条の三第二号の二、第百二十一第一項第九号、第五十七第一項中「この項」の下に「及び第五十八條の二から第五十八條の五まで」を加え、「こゝを」を「超えて」に、「こゝを」を「超える」に改め、同条第三項中「第一項本文」を「第一項」に、「こゝを」を「超える」に改め、同条の付記中「第百十九條第一項第三号の二」を「第百十八條第一項第二号の二、第百十九條第一項第三号の二」に改める。

「を」を「超える」に改め、同条の付記中「第百十九條第一項第三号の二」を「第百十八條第一項第二号の二、第百十九條第一項第三号の二」に改める。

(積載物の重量の測定等)

第五十八條の二 警察官は、第五十七條第一項の積載物の重量の制限を超える積載をしていると認められる車両が運転されているときは、当該車両を停止させ、並びに当該車両の運転者に対し、自動車検査証(道路運送車両法第六十條の自動車検査証をいう。第六十三條第一項において同じ。)その他政令で定める書類の提示を求め、及び当該車両の積載物の重量を測定することができる。

(罰則) 第百十九條第一項第三号の三(過積載車両に係る措置命令)

第五十八條の三 警察官は、過積載(車両に積載をする積載物の重量が第五十七條第一項の制限に係る重量(同条第三項の規定による許可に係る積載物については、当該許可に係る重量)を超える場合における当該積載をいう。以下同じ。)をして、当該車両の運転者に対し、当該車両に係る積載が過積載とならないようにするために必要な措置をとることを命ずることができる。

2 警察官は、前項の規定による命令によつては車両に係る積載が過積載とならないようにすることができないと認められる場合において、当該車両に係る過積載の程度及び道路又は交通の状況を勘案して当該車両を警察官が指示した事項を遵守して運転させることに支障がないと認めるときは、当該車両の運転者に対し、第五十七條第一項の規定にかかわらず、車両の通行の区間及び経路、道路における危険を防止するためにとるべき必要な措置その他の事項であつて警察官が指示したものを遵守して当該車両を運転し、及び当該車両に係る積載が過積載とならないようにするために必要な措置をとることを命

ずることができる。この場合において、警察官は、当該車両の運転者に対し、通行指示書を交付しなければならない。

3 前項の規定により通行指示書の交付を受けた車両の運転者は、同項の規定による命令に係る運転に当たっては、当該通行指示書を携帯していなければならない。

4 第二項の通行指示書の様式その他同項の通行指示書に関し必要な事項は、総理府令で定める。

(罰則) 第一項及び第二項については第百十九條第一項第三号の四(過積載車両に係る指示)

第五十八條の四 前条第一項又は第二項の規定による命令がされた場合において、当該命令に係る車両の使用(当該車両の運転者であるものを除く。以下この条において同じ。)が当該車両に係る過積載を防止するため必要な運行の管理を行つていないと認められなければならないときは、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、当該車両の使用に対し、車両を運転者に運転させる場合にあらかじめ車両の積載物の重量を確認すること、運転者に指導し又は助言することその他車両に係る過積載を防止するため必要な措置をとることを指示することができる。

(過積載車両の運転の要求等の禁止)

第五十八條の五 第七十五條第一項に規定する使用者等以外の者は、次に掲げる行為をしてはならない。
 一 車両の運転者に対し、過積載をして車両を運転することを要求すること。
 二 車両の運転者に対し、当該車両への積載が過積載となるの情を知りながら、第五十七條第一項の制限に係る重量を超える積載物を当該車両に積載をさせるため売り渡し、又は当該積載物を引き渡すこと。
 2 警察署長は、前項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が反復して同項の規定に違反する行為をするおそれ

あると認めるときは、総理府令で定めるところにより、当該行為をした者に対し、同項の規定に違反する行為をしてはならない旨を命ずることができ。

〔罰則〕第二項については第百十八条第一項第二号の三、第百二十三条

第六十一条中「警察官は」の下に、「第五十八条の三第一項及び第二項の規定による場合のほか」を加える。

第六十三条第一項中「(道路運送車両法第六十条の自動車検査証をいう。)」を削る。

第六十七条第一項中「国際運転免許証」の下に「若しくは外国運転免許証」を加える。

第七十四条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 車両の使用者は、当該車両の運転者に、当該車両に積載物の積載をして運転するに当たつてこの法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項を遵守させるように努めなければならない。第七十四条の二第八項中「規定する」を「掲げる」に改める。

第七十五条第一項第一号中「国際運転免許証」の下に「又は外国運転免許証」を加え、同条の付記中「第百十九号第一項第十二号」を「第百十八号第一項第三号の四、第百十九号第一項第十二号」に改める。

第七十五条の二第二項中「第五十一条の三」を「第五十一条の四」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項(前項において準用する場合を含む。)」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定は、第五十八条の四の規定による指示をした場合について準用する。この場合において、同項中「放置行為」とあるのは「過積載をして車両を運転する行為」と、「生じさせ又は著しく交通の妨害となる」とあるのは「生じさせると認められるものとする」。

第七十五条の二の付記中「第一項」の下に「及び

第二項」を加え、「第二項」を「第三項」に改める。第七十五条の二の二第二項中「駐車」の下に「又は積載」を加える。

第七十五条の八第三項中「第五十一条の三」を「第五十一条の四」に改める。

第七十六条及び第七十七条の各付記中「第百十九号第一項第十二号」を「第百十九号第一項第十二号の五」に改める。

第八十七条第一項中「第九十九条」を「第九十九条第一項」に改める。

第九十条第六項中「規定する」を「掲げる」に改める。

第九十条の二の見出し中「原付免許」を「普通免許等」に改め、同条第一項中「原付免許」を「次の各号に掲げる種類の免許」に、「第百八条の二第一項第四号に規定する」を「それぞれ当該各号に定め」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 普通免許 第百八条の二第一項第四号及び第六号に掲げる講習
- 二 二輪免許 第百八条の二第一項第五号及び第六号に掲げる講習
- 三 原付免許 第百八条の二第一項第七号に掲げる講習

第九十条の二第二項中「原付免許」を「前項各号に掲げる種類の免許」に、「前項ただし書」を「同項ただし書」に、「同項の」を「それぞれ同項各号に定める」に改める。

第九十一条中、前条第一項本文の規定により免許を与える場合において「を削り」、「を受ける」を「に」、「その免許に係る」を「付する」を「付し、及びこれを変更する」に改める。

第九十二条の二第一項を次のように改める。
第一種免許及び第二種免許に係る免許証(第百七条第二項の規定により交付された免許証を除く。以下この項において同じ。)の有効期間は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに、それぞれ、同表の中欄に掲げる年齢に及び、同表の下欄に定める日が経過するまでの期間とする。

免許証の交付又は更新を受けた者の区分	更新日等における年齢	有効期間の末日
優良運転者	七十歳未満	満了日等の後のその者の五回目の誕生日
優良運転者以外の者	七十歳	満了日等の後のその者の四回目の誕生日
	七十一歳以上	満了日等の後のその者の三回目の誕生日
	満了日等の後のその者の三回目の誕生日	

備考

一 この表に掲げる用語の意義は、次に定めるところとする。

1 更新日等 第百一条第三項の規定により更新された免許証にあつては当該更新された日、第百一条の二第三項の規定により更新された免許証にあつては同条第二項の規定による適性検査を受けた日、その他の免許証にあつては当該免許証に係る適性試験を受けた日

2 優良運転者 更新日等までに継続して免許(仮免許を除く。)を受けている期間が五年以上である者であつて、自動車等の運転に關しこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分等の遵守の状況が優良な者として政令で定める基準に適合するもの

3 満了日等 第百一条第三項の規定により更新された免許証にあつては更新前の免許の有効期間が満了した日、第百一条の二第三項の規定により更新された免許証にあつては同条第二項の規定による適性検査を受けた日、その他の免許証にあつては当該免許証に係る適性試験を受けた日

二 更新日等がその者の誕生日である場合におけるこの表の適用については、同表中「更新日等」とあるのは、「更新日等の前日」とする。

三 その者の誕生日が二月二十九日である場合におけるこの表の適用については、その者のうるう年以外の年における誕生日は二月二十八日であるものとみなす。

第九十二条の二第二項中「前項」を前二項に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第百七条第二項の規定により交付された免許証の有効期間は、当該免許証に係る同条第一項の規定により返納された免許証の有効期間が満了することとされてきた日が経過するまでの期間とする。

第九十二条第一項中「次の各号」を「次に」に改め、同項に次の一号を加える。
五 免許を受けた者が前条第一項の表の備考一、二に規定する優良運転者である場合にあつては、その旨

第九十二条第二項中「若しくは第百一条第二項

(第百一条の二第三項及び第百二条第三項において準用する場合を含む。)」を削る。

第九十六条の三中「規定する」を「掲げる」に改める。

第九十七条の二第一項第一号中「第九十九条第六項」を「第九十九条の五第五項」に改め、同条第二項中「前項に規定する者のほか」を「前二項に定めるもののほか、公安委員会は、政令で定める基準に従い」に改め、「公安委員会は、政令で定める基準に従い」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 前項に定めるもののほか、免許を受けようとする者が自動車等の運転に關する外国の行政庁の免許を有する者であるときは、公安委員会

は、政令で定めるところにより、その者が受けようとする免許に係る自動車等を運転することに支障がないことを確認した上で、運転免許試験の一部を免除することができる。
第九十九条の見出しを「指定自動車教習所の指定」に改め、同条第一項第二号及び第三号を次のように改める。

一 次条第四項の技能検定員資格者証の交付を受けており、同条第一項の規定により技能検定員として選任されることとなる職員が置かれていないこと。

三 第九十九条の三第四項の教習指導員資格者証の交付を受けており、同条第一項の規定により教習指導員として選任されることとなる職員が置かれていないこと。

二 第九十九条第二項を次のように改める。
第九十九条の規定により指定を取り消され、その取消の日から三年を経過しないものであるときは、同項の規定による指定をしてはならない。

第九十九条第三項から第十二項までを削り、同条の次に次の六条を加える。
(技能検定員)

第九十九条の二 指定自動車教習所を管理する者は、技能検定を行わせるため、技能検定員を選任しなければならない。

二 第四項の技能検定員資格者証の交付を受けていない者は、技能検定員となることができない。

三 技能検定員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

四 公安委員会は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、技能検定員資格者証を交付する。
一 次のいずれかに該当する者
イ 公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより技能検定に関する技能及び

知識に関して行い審査に合格した者
ロ 自動車安全運転センターが行う自動車の運転に関する研修の課程であつて国家公安委員会が指定するものを修了した者
ハ 公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより技能検定に関しイ又はロに掲げる者と同号以上の技能及び知識を有すると認める者

二 次のいずれにも該当しない者
イ 二十五歳未満の者
ロ 過去三年以内に第九十九条の五第五項に規定する卒業証明書又は修了証明書の発行に関し不正な行為をした者
ハ 第七十七条の三第二号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

ニ 自動車等の運転に関し刑法第二百十一条の罪又はこの法律に規定する罪(第七十七条の三第二号の罪を除く)を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者
ホ 次項第二号又は第三号に該当して同項の規定により技能検定員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して三年を経過していない者

五 公安委員会は、前項の技能検定員資格者証の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その者に係る技能検定員資格者証の返納を命ずることができる。
一 前項第二号ロからニまでに掲げる者のいずれかに該当するに至つたとき。
二 偽りその他不正の手段により技能検定員資格者証の交付を受けたとき。

三 技能検定員の業務に関し不正な行為をし、その情状が技能検定員として不適当であると

認められるとき。
六 前二項に定めるもののほか、第四項の技能検定員資格者証に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。
(教習指導員)

第九十九条の三 指定自動車教習所を管理する者は、自動車の運転に関する技能及び知識の教習を行わせるため、教習指導員を選任しなければならない。

二 第四項の教習指導員資格者証の交付を受けていない者は、教習指導員となることができない。

三 指定自動車教習所を管理する者は、自動車の運転に関する技能及び知識の教習を、教習指導員以外に行わせてはならない。
公安委員会は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、教習指導員資格者証を交付する。
一 次のいずれかに該当する者
イ 公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより自動車運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識を有すると認める者
ロ 自動車安全運転センターが行う自動車の運転に関する研修の課程であつて国家公安委員会が指定するものを修了した者
ハ 公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより自動車運転に関する技能及び知識の教習に関しイ又はロに掲げる者と同号以上の技能及び知識があると認める者

二 次のいずれにも該当しない者
イ 二十一歳未満の者
ロ 次項において準用する前条第五項第二号又は第三号に該当して次項において準用する同条第五項の規定により教習指導員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して三年を経過していない者
ハ 前条第四項第二号ロからニまでのいずれかに該当する者

五 前条第五項及び第六項の規定は、教習指導員資格者証について準用する。この場合において、同条第五項第三号中「技能検定員」とあるのは、「教習指導員」と読み替へるものとする。
(職員に対する講習)

第九十九条の四 指定自動車教習所を管理する者は、公安委員会から当該指定自動車教習所の職員について第八十条の二第一項第八号に掲げる講習を行う旨の通知を受けたときは、当該職員に当該講習を受けさせなければならない。
(技能検定)

第九十九条の五 指定自動車教習所を管理する者は、技能検定員に、総理府令で定めるところにより自動車の運転に関する技能及び知識の教習を終了した者に対し技能検定を行わせなければならない。

二 指定自動車教習所を管理する者は、技能検定員に、前項に規定する教習を終了した者以外の者に対し技能検定を行わせてはならない。

三 指定自動車教習所を管理する者は、技能検定員以外の者に技能検定を行わせてはならない。

四 技能検定員は、技能検定に合格した者について、その者が技能検定に合格した旨の証明をしなければならない。

五 指定自動車教習所は、技能検定員が前項の証明をしたときは、当該証明に係る者に対し、総理府令で定めるところにより、総理府令で定める様式の卒業証明書(指定自動車教習所において教習を終了した旨を証明する証明書をいう。以下同じ)又は修了証明書(指定自動車教習所において教習を受け、仮免許を受けて運転することができ程度の技能及び知識の水準に達した旨を証明する証明書をいう。以下同じ)を発行することができる。この場合において、当該卒業証明書又は修了証明書には、総理府令で定めるところにより、当該卒業証明書又は修了証明書に係る者が技能検定に合格した旨の技能検

定に合格した旨の技能検

定に合格した旨の技能検

定に合格した旨の技能検

定員の書面による証明を付さなければならぬ。
い。

(報告及び検査)

第九十九条の六 公安委員会は、この節の規定を施行するため必要な限度において、指定自動車教習所を設置し、若しくは管理する者に対し、当該指定自動車教習所の業務に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に当該指定自動車教習所に立ち入り、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする警察職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならぬ。
い。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
い。

(適合命令等)

第九十九条の七 公安委員会は、指定自動車教習所が第九十九条第一項各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該指定自動車教習所を設置し、又は管理する者に対し、当該指定自動車教習所を同項各号に掲げる基準に適合させるため必要な措置をとることを命ずることができる。

2 前項に定めるもののほか、公安委員会は、この節の規定を施行するため必要な限度において、指定自動車教習所を設置し、又は管理する者に対し、当該指定自動車教習所の業務に関し監督上必要な命令をすることができる。
第百条を次のように改める。

(指定自動車教習所の指定の取消し等)

第百条 公安委員会は、指定自動車教習所を管理する者が第九十九条の三第三項、第九十九条の四若しくは第九十九条の五第二項若しくは第三項の規定に違反したとき、指定自動車教習所が同条第五項の規定に違反して卒業証明書若しくは

は修了証明書を発行したとき、又は指定自動車教習所を設置し、若しくは管理する者が前条の規定による命令に違反したときは、当該指定自動車教習所に対し、その指定を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて当該指定自動車教習所が当該期間内における教習に基づき卒業証明書若しくは修了証明書を発行することを禁止することができる。

2 公安委員会は、前項の規定による卒業証明書又は修了証明書の発行の禁止の処分を受けた指定自動車教習所が当該処分を違反して卒業証明書を取り消し、又は六月を超えない範囲内で卒業証明書若しくは修了証明書を発行することを禁止する期間を延長することができる。

第百条の二第二項第四号中「第百八条の二第一項第六号に規定する」を「第百八条の二第一項第九号に掲げる」に改め、同条第五項中「第九十二条の二第二項」を「第九十二条の二第三項」に改め、

第百一条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項後段を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により免許証の更新を受けようとする者の誕生日が二月二十九日である場合における同項の規定の適用については、その者のうける年以外の年における誕生日は二月二十八日であるものとみなす。
第百一条の付記を削る。

第百一条の二第二項中「すみやかに」を「速やかに」に、「行なわなければならない」を「速やかに」に改め、同条第三項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項後段及び同条の付記を削る。
第百一条の三を次のように改める。

(更新を受けようとする者の義務)

第百一条の三 免許証の更新を受けようとする者は、第百八条の二第一項第十号に掲げる講習を受けなければならない。ただし、当該講習を受

ける必要がないものとして政令で定める者は、この限りでない。

2 公安委員会は、第百一条第一項又は前条第二項の適性検査の結果自動車等を運転することが支障がないと認めたる者(前項ただし書の政令で定める者を除く)が前項の講習を受けていないときは、第百一条第三項又は前条第三項の規定にかかわらず、その者に対し、免許証の更新をしないことができる。

第百二条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同項後段を削り、同条第二項及び第三項を次のように改める。
2 前項に定めるもののほか、公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、免許を受けた者について、臨時に適性検査を行うことができる。

3 公安委員会は、前二項の規定により適性検査を行うおとすときは、あらかじめ、適性検査を行う期日、場所その他必要な事項を当該適性検査に係る者に通知しなければならない。
第百二条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、

「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。
4 前項の規定により通知を受けた者は、通知された期日に通知された場所に出頭して適性検査を受けなければならない。
第百二条の付記を削る。

第百二条第八項中規定する「を」掲げる「に」改める。
第百三条の二第二項第三号中「第百八条第一項第二号」の下に、第二号の二を加え、同条第四項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。
第百四条の二の次に次の一条を加える。

(免許の取消し又は効力の停止に係る書面の交付等)

第百四条の三 第百三条第一項、第二項若しくは

第四項又は前条第一項、第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し又は効力の停止は、総理府令で定めるところにより、当該取消し又は効力の停止に係る者に対し当該取消し又は効力の停止の内容及び理由を記載した書面を交付して行うものとする。

2 公安委員会は、その者の所在が不明であることその他の理由により前項の規定による書面の交付をすることができなかつた場合において、警察官が当該書面の交付を受けていない者の所在を知つたときは、警察官は、総理府令で定めるところにより、その者に対し、日時及び場所を指定して当該書面の交付を受けるために出頭すべき旨を命ずることができる。

3 警察官は、前項の規定による命令をするときは、総理府令で定めるところにより、当該命令に係る者に対し、当該命令に係る取消し又は効力の停止に係る免許証の提出を求め、これを保管することができ、この場合において、警察官は、当該命令に係る者に対し、保管証を交付しなければならない。
4 警察官は、第二項の規定による命令をしたときは、総理府令で定めるところにより、速やかに、当該命令に係る者の氏名及び住所、当該命令に係る出頭すべき日時及び場所その他必要な事項を当該命令に係る者の住所を管轄する公安委員会(その者に対し第一項に規定する免許の取消し又は効力の停止をした公安委員会とその他の者の住所を管轄する公安委員会が異なる場合にあつては、それぞれの公安委員会)に通知しなければならない。この場合において、警察官は、前項の規定により免許証を保管したときは、当該保管した免許証をその者の住所を管轄する公安委員会に交付しなければならない。

5 前項の規定による免許証の交付を受けた公安委員会は、当該免許証に係る免許の効力の停止の期間が満了した場合において、第三項の規定により当該免許証を提出した者から返還の請求

があつたときは、直ちに当該免許証を返還しなければならぬ。

6 第三項の保管証は、第九十五条の規定の適用については、免許証とみなす。

7 第三項の保管証の有効期間は、当該保管証を交付した時から、当該保管証の交付を受けた者が第二項の規定により指定された日時(その日時までにその者が同項の規定により指定された場所に出頭したときは、その出頭した時)までの間とする。

8 第三項の規定により保管証の交付を受けた者は、当該保管証の有効期間が満了したときは、直ちに当該保管証を警察官に返納しなければならない。

9 第三項の保管証の記載事項その他同項の保管証に關し必要な事項は、總理府令で定める。

第七節 國際運転免許証及び外國運転免許証並びに國外運転免許証に改める。
第七節 國際運転免許証及び外國運転免許証並びに國外運転免許証に改める。

第七節 國際運転免許証及び外國運転免許証並びに國外運転免許証に改める。
第七節 國際運転免許証及び外國運転免許証並びに國外運転免許証に改める。

第七節 國際運転免許証及び外國運転免許証並びに國外運転免許証に改める。
第七節 國際運転免許証及び外國運転免許証並びに國外運転免許証に改める。

第七節 國際運転免許証及び外國運転免許証並びに國外運転免許証に改める。
第七節 國際運転免許証及び外國運転免許証並びに國外運転免許証に改める。

第七節 國際運転免許証及び外國運転免許証並びに國外運転免許証に改める。
第七節 國際運転免許証及び外國運転免許証並びに國外運転免許証に改める。

「当該國際運転免許証」の下に「又は外國運転免許証(以下「國際運転免許証等」という。))を加える。

第七七条の三見出しを含む。中「國際運転免許証」を「國際運転免許証等」に改める。

第七七条の四第一項中「國際運転免許証」を「國際運転免許証等」に改める。

第七七条の五第一項中「國際運転免許証」を「國際運転免許証等」に改める。

第七七条の六第一項中「國際運転免許証」を「國際運転免許証等」に改める。

第七七条の七第一項中「國際運転免許証」を「國際運転免許証等」に改める。

第七七条の八第一項中「國際運転免許証」を「國際運転免許証等」に改める。

第七七条の九第一項中「國際運転免許証」を「國際運転免許証等」に改める。

第七七条の十第一項中「國際運転免許証」を「國際運転免許証等」に改める。

第七七条の十一第一項中「國際運転免許証」を「國際運転免許証等」に改める。

第七七条の十二第一項中「國際運転免許証」を「國際運転免許証等」に改める。

第七七条の十三第一項中「國際運転免許証」を「國際運転免許証等」に改める。

第七七条の十四第一項中「國際運転免許証」を「國際運転免許証等」に改める。

第七七条の十五第一項中「國際運転免許証」を「國際運転免許証等」に改める。

第八節 免許關係事務の委託
(免許關係事務の委託)
第七七条の十一 公安委員会は、政令で定めるところにより、この章に規定する免許に關する事務(免許の拒否及び保留、免許の条件の付与及び変更、運転免許試験及び適性検査の結果の判定並びに免許の取消し及び効力の停止に關する事務)その他の政令で定める事務を除く。次項において「免許關係事務」という。の全部又は一部を總理府令で定める法人に委託することができる。

前項の規定により免許關係事務の委託を受けた法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、当該委託に係る免許關係事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第八八条の二第一項中第七号を第十号とし、第四号から第六号までを三号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の三号を加える。

四 普通免許を受けようとする者に対する自動車の運転に關する講習

五 二輪免許を受けようとする者に対する自動二輪車の運転に關する講習

六 普通免許又は二輪免許を受けようとする者に対する応急救護処置(交通事故の現場においてその負傷者を救護するため必要な応急の処置をいう。)に關する講習

第七七条の二第三項中「第五号」を「第八号」に、「第七号」を「第十号」に掲げる講習に改める。

第八八条の三第一項中「前条第一項第六号」を「前条第一項第九号に掲げる」に改める。

第八八条の四第一項第一号中「規定する」を「掲げる」に改める。

第八八条の二十六中「第三項」の下に、「第九十二条の二第一項」を加える。

第八八条の二十七中「公安委員会は」の下に、「總理府令で定めるところにより」を加え、「通運事業

法の規定による通運事業者を「貨物運送取扱事業者」に改める。

第九九条の見出し及び同条第一項から第五項までの規定中「國際運転免許証」を「國際運転免許証等」に改める。

第九九条の二第二項中「又は第一百一条第二項後段(第一百一条の二第三項、第一百一条第三項又は第一百一条の四第三項において準用する場合を含む。))」を削り、同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第八八条の二第一項第一号から第六号まで」を「第八八条の二第一項各号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

第九九条の二第四項の規定による技能検定員資格者証の交付、同項第一号の規定による審査、第九九条の三第四項の規定による教習指導員資格者証の交付又は同項第一号の規定による審査を受けようとする者は、それぞれ技能検定員資格者証交付手数料、技能検定員審査手数料、教習指導員資格者証交付手数料又は教習指導員審査手数料を当該都道府県に納めなければならない。

第九九条の三第二号の次に次の一号を加える。

二の二 第五十一条の二第十項の規定に違反して車輪止め装置を破損し、又は取り除いた者

第九九条の三第三号中「第五十一条の二」を「第五十一条の三」に改め、「第四項」の下に、「第九九条の十一(免許關係事務の委託)第二項」を加える。

第九九条第一項第一号中「國際運転免許証」を「國際運転免許証等」に改め、同項第二号の次に次の二号を加える。

官報(号外)

二の二 第五十七条(乗車又は積載の制限等)第一項の規定に違反して積載物の重量の制限を超える積載をして車両を運転した者

二の三 第五十八条の五(積載車両の運転の要求等の禁止)第二項の規定による警察署長の命令に従わなかつた者

第百十八条第一項第三号の三の次に次の一号を加える。

三の四 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第六号の規定に違反して、第二号の二に規定する積載をして自動車を運転することを命じ、又は容認した者

第百十九条第一項第三号の二に「運転した者」の下に「(前条第一項第二号の二に該当する者を除く。)」を加え、同号の次に次の二号を加える。

三の三 第五十八条の二(積載物の重量の測定等)の規定による警察官の停止に従わず、提示の要求を拒み、又は測定を拒み、若しくは妨げた者

三の四 第五十八条の三(過積載車両に係る措置命令)第一項又は第二項の規定による警察官の命令に従わなかつた者

第百十九条第一項第十二号中「第七十六条(禁止行為)第三項又は第七十七条(道路の使用の許可)第一項を削り、「違反した者」の下に「(前条第一項第三号の四に該当する者を除く。)」を加え、同項第十二号の次に次の一号を加える。

十二の五 第七十六条(禁止行為)第三項又は第七十七条(道路の使用の許可)第一項の規定に違反した者

第百十九条第一項第十五号中「又は第百一条(免許証の更新及び定期検査)第二項後段(第百一条の二(免許証の更新の特例)第三項、第百一条(臨時適性検査)第三項又は第百七条の四(臨時適性検査)第三項において準用する場合を含む。)」を削り、「又は変更した条件」を「若しくは変更した条件に違反し、又は第百七条の四(臨時適性検査)第三項の規定による公安委員会の命令」に改める。

第百二十条第一項第九号中「国際運転免許証」を「国際運転免許証等」に改め、同項第十号の二中「第百十九条第一項第三号の二」を「第百十八条第一項第二号の二及び第百十九条第一項第三号の二」に改め、同項第十五号中「国際運転免許証」を「国際運転免許証等」に改める。

第百二十一条第一項第九号中「第六十三条を「第五十一条の二第十項、第六十三条に、「自動車の使用者の義務等)第二項」を、「自動車の使用者の義務等)第三項」に改め、「違反した者」の下に「(第百十七条の三第二号の二に該当する者を除く。)」を加え、同項第十号中「国際運転免許証」を「国際運転免許証等」に改める。

第百二十三号中「第百十八条第一項第三号の三若しくは第四号」を「第百十八条第一項第二号の二、第二号の三若しくは第三号の三から第四号まで」に改め、「第十二号の二」の下に「第十二号の五」を加える。

第百二十五条第二項第一号中「国際運転免許証」を「国際運転免許証等」に改める。

第七十七条(道路の使用の許可)第一項の規定に違反した者

第百十九条第一項第十五号中「又は第百一条(免許証の更新及び定期検査)第二項後段(第百一条の二(免許証の更新の特例)第三項、第百一条(臨時適性検査)第三項又は第百七条の四(臨時適性検査)第三項において準用する場合を含む。)」を削り、「又は変更した条件」を「若しくは変更した条件に違反し、又は第百七条の四(臨時適性検査)第三項の規定による公安委員会の命令」に改める。

第百二十条第一項第九号中「国際運転免許証」を「国際運転免許証等」に改め、同項第十号の二中「第百十九条第一項第三号の二」を「第百十八条第一項第二号の二及び第百十九条第一項第三号の二」に改め、同項第十五号中「国際運転免許証」を「国際運転免許証等」に改める。

第百二十一条第一項第九号中「第六十三条を「第五十一条の二第十項、第六十三条に、「自動車の使用者の義務等)第二項」を、「自動車の使用者の義務等)第三項」に改め、「違反した者」の下に「(第百十七条の三第二号の二に該当する者を除く。)」を加え、同項第十号中「国際運転免許証」を「国際運転免許証等」に改める。

第百二十三号中「第百十八条第一項第三号の三若しくは第四号」を「第百十八条第一項第二号の二、第二号の三若しくは第三号の三から第四号まで」に改め、「第十二号の二」の下に「第十二号の五」を加える。

第百二十五条第二項第一号中「国際運転免許証」を「国際運転免許証等」に改める。

別表中

第百十八条第一項第二号又は第二項の規定に当たる行為(第二十二条の二)の最高速度を三十三キロメートル以上四十二キロメートル以下に超える速度で運転する行為を「超える速度」に改める。

大型自動車、大型特殊自動車、トリーパーバス及び路面電車(以下「大型自動車等」という。)	三万五千元
普通自動車及び自動二輪車(以下「普通自動車等」という。)	二万五千元
小型特殊自動車及び原動機付自転車(以下「小型特殊自動車等」という。)	二万円

第百十八条第一項第二号又は第二項の規定に当たる行為(第二十二条の二)の最高速度を三十三キロメートル以上四十二キロメートル以下に超える速度で運転する行為を「超える速度」に改める。

第百十八条第一項第二号の二の罪に当たる行為(車両につき第五十七條第一項の規定により積載物の重量の制限として定められた数値の二倍以上の重量の積載をして大型自動車等を運転する行為を「超える速度」に改める。

大型自動車、大型特殊自動車、トリーパーバス及び路面電車(以下「大型自動車等」という。)	五万円
普通自動車及び自動二輪車(以下「普通自動車等」という。)	四万円
小型特殊自動車及び原動機付自転車(以下「小型特殊自動車等」という。)	三万円
大型自動車等	五万円
普通自動車等	四万円
小型特殊自動車等	三万円

第七十一条の三第三項「を」第七十一条の四第三項「に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(免許等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に普通免許又は二輪免許に係る運転免許試験に合格している者については、改正後の道路交通法(以下「新法」と

いう。第九十条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行の際現に交付されている免許証及びこの法律の施行の日(以下「施行日」という。以後に更新された免許証であつて当該更新に係る道路交通法第百一条第一項に規定する更新期間の初日が施行日前であるものの有効期間については、なお従前の例による。

2 施行日から二年間は、新法第九十二条の二第一項の表の備考一(2)中「継続して免許(仮免許を除く。))を受けている期間が五年以上である者

であつて、自動車等の運転に關しこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分等の状況が優良な者として政令で定める基準に適合するもの」とあるのは、「継続して免許(仮免許を除く。)を受けている期間が政令で定める期間以上である者であつて、自動車等の運転に關しこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分等の状況が優良な者として政令で定める基準に適合するもの」とする。

第四条 この法律の施行の際現に改正前の道路交
通法(以下「旧法」といふ)第百一条第二項後段
(旧法第百一条の二第三項後段、第百二条第三
項及び第百七条の四第三項において準用する場
合を含む。)の規定により付されている条件は、
新法第九十一条の規定により付された条件又は
新法第七七条の四第三項の規定によりされた命
令とみなす。

(指定自動車教習所等に関する経過措置)
第五条 この法律の施行の際現に旧法第九十九
条第一項の規定による指定を受けている指定自動
車教習所は、新法第九十九条第一項の規定によ
る指定を受けた指定自動車教習所とみなす。

第六条 この法律の施行の際現に前条の規定によ
り新法第九十九条第一項の規定による指定を受
けた指定自動車教習所とみなされる自動車教習
所(以下「旧法指定自動車教習所」といふ)にお
いて旧法第九十九条第二項の規定による選任を
されている技能検定員は、当該旧法指定自動車
教習所において新法第九十九条の五第一項、第
四項及び第五項に規定する技能検定員の業務に
従事する場合には、新法第九十九条の二第一項

の規定による選任をされた技能検定員とみな
す。

2 前項の規定により新法第九十九条の二第一項
の規定による選任をされた技能検定員とみなさ
れる者(次項において「旧法技能検定員」とい
ふ)については、その者が同条第四項の規定に
より技能検定員資格者証の交付を受けるまで
の間は、同条第二項の規定は、適用しない。

3 旧法技能検定員に關しては、前項に規定する
期間が経過するまでの間は、旧法第九十九条第
八項及び第九項の規定は、なおその効力を有す
る。

第七条 この法律の施行の際現に旧法指定自動車
教習所において旧法第九十九条第一項第三号の
規定による選任をされている技能指導員又は学
科指導員は、当該旧法指定自動車教習所におい
て新法第九十九条の三第一項に規定する教習指
導員の業務に従事する場合には、同項の規定に
よる選任をされた教習指導員とみなす。

2 前項の規定により新法第九十九条の三第一項
の規定による選任をされた教習指導員とみなさ
れる者(以下この条において「みなし教習指導
員」といふ)については、その者が同条第四項の
規定により教習指導員資格者証の交付を受ける
までの間は、同条第二項の規定は、適用しない。

3 旧法指定自動車教習所を管理する者は、前項
に規定する期間が経過するまでの間は、みなし
教習指導員のうちこの法律の施行の際現に旧法
第九十九条第一項第三号の技能指導員でなかつ
た者に自動車等の運転に關する技能の教習を行わ
せてはならず、又はみなし教習指導員のうちこ
の法律の施行の際現に同号の学科指導員でな

かつた者に自動車等の運転に關する知識の教習を
行わせてはならない。

4 みなし教習指導員に關しては、第二項に規定
する期間が経過するまでの間は、旧法第九十九
条第八項及び第九項の規定は、なおその効力を
有する。この場合において、同条第八項中「技
能指導員若しくは学科指導員」とあるのは「道
路交通法の一部を改正する法律(平成五年法律第
七号)附則第七條第二項のみなし教習指導
員」と、同条第九項中「技能指導員若しくは学科
指導員」とあるのは「道路交通法の一部を改正す
る法律附則第七條第二項のみなし教習指導員」
と読み替へるものとする。

第八条 旧法指定自動車教習所に関する新法第九
十九条の六第一項の規定の適用については、同
項中「この節の規定」とあるのは、「この節の規
定、道路交通法の一部を改正する法律(平成五
年法律第七号)附則第七條第三項の規定並
びに同法附則第六條第三項及び第七條第四項の
規定によりなおその効力を有するものとされる
同法による改正前の第九十九條第八項の規定」
とする。

2 旧法指定自動車教習所に関する新法第九十九
條の七第一項の規定の適用については、同項中
「指定自動車教習所が第九十九條第一項各号に
掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき」
とあるのは「指定自動車教習所が第九十九條第
一項第一号、第四号若しくは第五号に掲げる基
準に適合しなくなつたと認めるとき又は指定自
動車教習所に同項第二号に規定する職員(道路
交通法の一部を改正する法律附則第六條第二項
の旧法技能検定員を含む)若しくは第九十九條

第一項第三号に規定する職員(同法附則第七條
第二項のみなし教習指導員を含む)が置かれな
くなつたと認めるとき」と、「当該指定自動車教
習所を同項各号に掲げる基準に適合させるた
め」とあるのは、「当該指定自動車教習所を同項第
一號、第四號若しくは第五號に掲げる基準に適
合させるため又は当該指定自動車教習所にこれ
らの職員を置くため」とする。

3 旧法指定自動車教習所に関する新法第九十九
條の七第二項の規定の適用については、同項中
「この節の規定」とあるのは、「この節の規定及
び道路交通法の一部を改正する法律附則第七條
第三項の規定」とする。

4 旧法指定自動車教習所に関する新法第九十九
條第一項の規定の適用については、同項中「第九
十九條の三第三項」とあるのは「第九十九條の三
第三項若しくは道路交通法の一部を改正する法律
附則第七條第三項」と、「前條の規定による命
令」とあるのは「前條の規定による命令若しくは
同法附則第六條第三項若しくは第七條第四項の
規定によりなおその効力を有するものとされる
同法による改正前の第九十九條第八項の規定に
よる命令」とする。

第九条 旧法第九十九條第五項に規定する自動車
の運転に關する技能及び知識の教習を終了した
者は、新法第九十九條の五第一項に規定する自
動車の運転に關する技能及び知識の教習を終了
した者とみなす。
2 旧法第九十九條第五項の技能検定は、新法第
九十九條の五第一項の技能検定とみなす。
3 旧法第九十九條第六項の規定により発行され
た卒業証明書又は修了証明書は、新法第九十九

条の第五項の規定により発行された卒業証明書又は修了証明書とみなす。

第十条 附則第五条から前条までに規定するもののほか、旧法第九十九条又はこれに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為は、新法中相当する規定がある場合には、新法の相当規定によりしたものとみなす。

(罰則等に関する経過措置)

第十一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十二条 この法律の施行前にした行為については、新法第二百二十五条及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正)

第十三条 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第三号中「第百八条第一項第二号」の下に「第二号の二」を加える。

(地価税法の一部改正)

第十四条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第九号ロ中(指定自動車教習所)を「(指定自動車教習所の指定)」に改める。

理由

道路交通をめぐる情勢にかんがみ、警察署長等が違法駐車車両に対する車輪止め装置の取付け、過積載車両に係る積載物の重量の測定及び措置命令等を行うことができることとするともに、運

転免許行政の実情に応じ、優良運転者に係る運転免許証の有効期間を延長し、普通免許等を受けようとする者に対して講習を受けることを義務付け、外国免許の取扱いを改善し、指定自動車教習所の制度を整備するほか、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、運転免許行政の実情に応じ、優良運転者に係る運転免許証の有効期間の延長、普通免許等を受けようとする者の講習の受講の義務化、外国免許の取扱いの改善、指定自動車教習所の制度の整備を行うとともに、最近における交通事故及び交通渋滞の実情等道路交通をめぐる情勢にかんがみ、違法駐車車両に対する車輪止め装置の取付け、過積載車両に係る積載物の重量の測定及び措置命令、速度超過に係る反則金の限度額の引上げ等の整備を行うこととするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 運転免許に関する規定の整備

(一) 優良運転者の免許証の有効期間について、一定の高齢者に係るものを除き、現行の三年から五年に延長することとする。

(二) 普通免許等を受けようとする者は、公安委員会の行う応急救護処置等の講習を受けなければならないこととする。

(三) 公安委員会は、外国免許を有する者に関する運転免許試験の一部を免除することができ、特定の場合を明確にし、特定の外国の免許証

を所持する者は、本邦に上陸した日から起算して一年間、その免許証に係る自動車等を運転することができることとする。

(四) 指定自動車教習所には、技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証の交付を受けている者のうちからそれぞれ選任された技能検定員、教習指導員を置かなければならないこととする。

(五) 公安委員会は、免許関係事務の全部又は一部について総理府令で定める法人に委託することができることとする。

(六) 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、免許を受けた者について、臨時に適性検査を行うことができることとする。

(七) 公安委員会は免許の取消し又は効力の停止に係る者に対しその内容及び理由を記載した書面を交付するものとし、所在の不明等の理由により交付ができなかった場合に警察官がその者の所在を知ったときは、日時等を定め出頭を命じるとともに免許証の提出を求め、保管することができることとする。

(八) その他、所要の規定の整備を行うこととする。

2 交通事故の防止等に関する規定の整備

(一) 違法駐車に対する措置

(1) 公安委員会は、違法駐車行為が常態として行われている道路の区間であつて、車輪止め装置の取付けの措置によつて違法駐車行為の防止を図ることが適当なものを、車輪止め装置取付け区間として指

定することができることとする。

(2) 警察署長は、道路又は交通の状況から判断して当該区間における違法駐車行為を防止するためやむを得ないと認めるときは、当該区間における違法駐車行為に係る車両に車輪止め装置を取り付けることができることとする。

(二) 過積載車両に対する措置

(1) 警察官は、過積載をしていると認められる車両の積載物の重量を測定することができることとする。

(2) 警察官は、過積載をしている車両の運転者に対し、過積載状態を解消するための必要な措置を命ずることができることとする。

(3) ②の命令がされた場合において、当該車両の使用者が当該車両の過積載を防止するため必要な運行の管理を行っていることと認められないときは、公安委員会は、当該車両の使用量に対し、過積載を防止するため必要な措置をとることを指示することができることとする。

(4) ③の指示の後一年以内に当該車両について過積載運転が行われたときは、公安委員会は当該使用者に対し当該車両の使用制限を命ずることができることとする。

(5) 自動車の使用者等以外の者は車両の運転者に対し、過積載車両の運転の要求及び過積載となる積載物の売り渡し等の行為をしてはならないこととする。

(6) 過積載をしている車両の運転に係る刑を引き上げ、積載物の重量制限の二倍以上の重量の積載をして大型自動車等を運転する行為を非反則行為とすることとする。

(三) 速度超過に係る反則金等

(1) 速度超過に係る反則金の限度額の引上げを行うこととする。

(2) 高速自動車国道等における速度超過四十キロメートル毎時までの違反行為を反則行為とすることとする。

四 その他、所要の規定の整備を行うこととする。

3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

二 議案の可決理由

本案は、運転免許行政の実情に依り、国民の負担の軽減等を図るとともに、最近における道路交通をめぐる情勢にかんがみ、交通事故及び交通渋滞等の防止を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、日本共産党の辻第一君より修正案が提出されたが、賛成少数をもって否決された。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

平成五年四月一日

交通安全対策特別委員長 春田 重昭

衆議院議長 櫻内 義雄殿

〔別紙〕

道路交通法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について万全の措置を講ずべきである。

一 運転免許証の有効期間の延長については、交通安全に資するよう、状況の変化に応じ見直しを行うこと。

二 学科、技能一体化教習の導入に際しては、自動車教習所における検定員及び指導員の資質の向上を図ること。また、既存の検定員及び指導員の新規資格取得に配慮するとともに、雇用の不安を招かぬように配慮すること。

三 教習カリキュラムの全面見直しに際しては、内容について精査及び充実を行うなどの措置を講じ、免許取得者の過大な負担増を招くことのないよう必要な措置を講ずること。

四 実効性のある応急救護処置の社会的定着を図るため、習得機会の拡大、講習内容の充実を努めるとともに、交通事故現場における応急救護処置の実施者が、新たに本法第七十二条第一項前段の適用による不利益を被ることのないよう周知徹底を図ること。

五 車輪止め装置の取付けによる違法駐車取締りに当たっては、交通渋滞の解消と違法駐車防止の観点に立ち、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置く等適正かつ妥当な運用を行うよう取締り現場に対する指導を徹底すること。

六 駐車対策を一層推進するため、公共駐車場、荷さばき施設等の駐車施設の拡充や大都市における交通渋滞解消のための施策遂行など総合的な対策を講ずること。

七 免許関係事務の公益法人への委託に際しては、委託費の収支、業務内容など、その運営について厳正公正を期するよう指導すること。

八 臨時適性検査の実施及び行政処分に係る書面の交付を受けていない者に対する措置については、適正に運用すること。

九 過積載を防止するため、運送事業者、自動車の使用者及び荷主等に対する指導を強化するとともに、その責任の所在の明確化に努めるなど適切な措置を講ずるほか、重量測定機器の整備等の拡充、自重計の早期開発とその装着義務化に努めること。

十 国及び地方公共団体が発注する工事及び輸送における過積載行為を防止するために必要な措置を講ずるとともに、関係省庁による過積載防止連絡会議の充実等連携の強化を図ること。

十一 本法の施行に際しては、その趣旨の国民への周知を徹底するとともに、今次法改正に伴う政令及び総理府令の制定及び運用に当たっては、本委員会における議論を十分に踏まえること。また、今後、本法の改正に当たっては、十分な期間を設けて検討を行い、体系的整備に努めること。
右決議する。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

千一〇五 東京都港区
虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局

電話

03
(3587)
4302

定価

本号一冊
三円
送料別
別